

住宅用太陽光発電システム設置者各位

一般社団法人太陽光発電協会  
一般社団法人日本電機工業会

消費者庁調査報告書「住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等」について

2019年1月28日に消費者庁から公表された調査報告書「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書／住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等」に関して、住宅用太陽光発電システムを設置されている皆様におかれましては、火災についてご心配されていると思われまます。火災事故の発生を真摯に受け止め、再発防止に取り組んでまいります。

今回の消費者庁調査報告書が火災事故等の再発防止策を求めている、既に設置されている住宅用太陽光発電システムは、下記の通り一部のものであり、それ以外の住宅用太陽光発電システムは安心してご使用頂けます。また、火災事故等の再発防止策を求められた住宅用太陽光発電システムでも、火災事故等の事例のないものや、すでに対策が完了している場合もあります。

ご不明な点などにつきましては、購入された販売業者、設置業者または製造業者にご相談くださいようお願い申し上げます。

記

(1) 火災事故等の再発防止策が求められた住宅用太陽光発電システム

当該報告書の対象となっているものは、以下に示す4つのタイプのうち「鋼板等なし型」に該当するもので、消費者庁の調査報告書において、住宅用太陽光発電システムの累積設置棟数全体の約4.5%（約107,000棟）と報告されています。

<対象となる設置形態の住宅用太陽光発電システム>

「鋼板等なし型」住宅用太陽光発電システム（図1）が対象です。

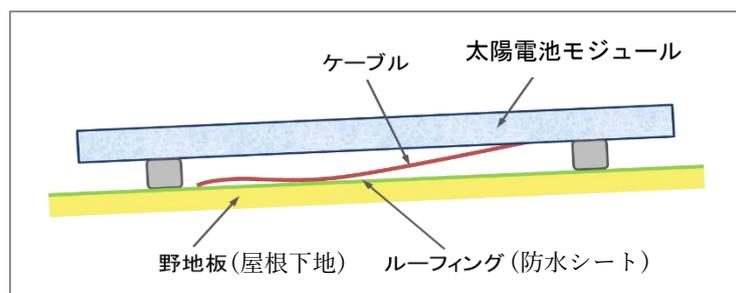


図1 「鋼板等なし型」住宅用太陽光発電システム

裏面に鋼板がないモジュールをルーフィング上に直接設置するタイプ

(注1) 野地板 (のじいた): 木造住宅などで、屋根面を構成するために垂木の上に張る板材。野地板の上にルーフィングを敷き、その上に瓦やスレートなどの屋根材を設置する。野地板には、構造用合板などが使用される。

(注2) ルーフィング: 屋根の雨漏りを防ぐために屋根材の下地に用いる防水シート。厚紙状の繊維品にアスファルトをしみこませたものが使用される。

## <対象でない設置形態の住宅用太陽光発電システム>

以下の設置形態 (図2~4) の住宅用太陽光発電システムは対象外です。

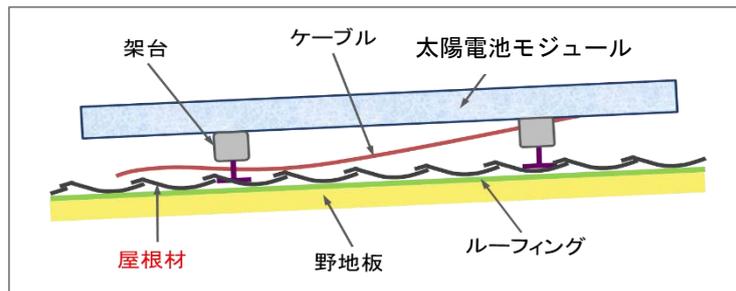


図2 「屋根置き型」住宅用太陽光発電システム  
住宅の屋根材の上に架台を取り付け、モジュールを設置するタイプ

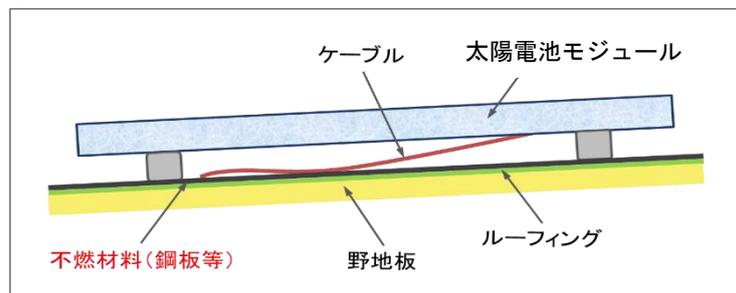


図3 「鋼板等敷設型」住宅用太陽光発電システム  
屋根材にモジュールが組み込まれているものや、屋根全面にモジュールが設置されているもので、モジュール直下のルーフィング表面に、鋼板等の不燃材料を敷設するタイプ

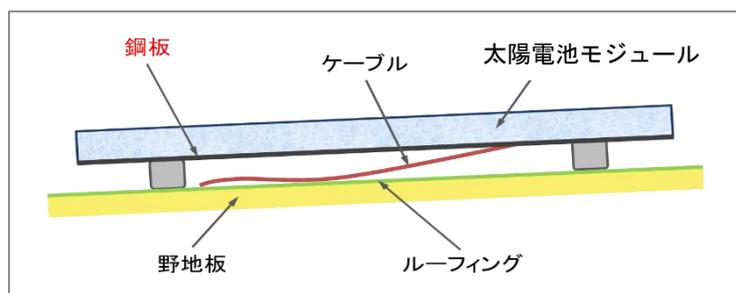


図4 「鋼板等付帯型」住宅用太陽光発電システム  
裏面に鋼板等の不燃材料を付帯したモジュールをルーフィング上に直接設置するタイプ

(2) 今後の対応について

業界としては、消費者庁調査報告書の内容を真摯に受け止め、経済産業省の指導の下、住宅用太陽光発電システムの一層の安全性向上に取り組んで参ります。

(3) 「よくあるご質問」

以下の URL に記載しておりますのでご参照ください。

[https://www.jpea.gr.jp/wp-content/uploads/kasai\\_faq.pdf](https://www.jpea.gr.jp/wp-content/uploads/kasai_faq.pdf)

以上